

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称及び法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
公益財団法人日本医療機能評価機構 5010005016639	産科医療補償制度掛金	7408000	-	平成27年4月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月31日 11月30日 12月31日 平成28年1月31日 2月29日 3月31日	-	公益	国所管
公益財団法人日本医療機能評価機構 5010005016639	病院機能評価料として	3245000	-	平成27年9月14日 11月13日 12月24日	-	公益	国所管
公益財団法人日本骨髄バンク 7010005018682	組織適合性試験費用及びドナー検査費用	450000	-	平成27年9月14日	-	公益	国所管
公益社団法人日本皮膚科学会 4010005004396	論文掲載料	172800	-	平成27年4月1日	-	公社	国所管
公益社団法人千葉県医師会 5040005001175	年会費	260000	260000	平成27年5月18日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
公益社団法人全国助産師教育協議会 6010505001775	年会費	100000	100000	平成27年7月21日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。